【事務局(西山)】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから中央建設業審議会総会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、ご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

報道関係の皆様のカメラ撮りは、議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお 願いいたします。

本日の審議会には、委員の総数の2分の1以上となる14名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、建設業法施行令第29条第1項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、中央建設業審議会議事細則第9条第1項により、本審議会は公開されております。 本日、お手元に配付いたしました資料の一覧は、議事次第に記載しておりますが、不足は ございませんでしょうか。ございましたら、お申しつけいただければと思います。

なお本日、局長をはじめとした国土交通省幹部につきましては、政務の交代に伴う行事に 参加する必要がございますので、席を外す時間が長くなってしまいますことを、あらかじめ 委員の皆様方にはお許しいただきたく存じます。

それでは、議事に先立ちまして、事務局から本日ご出席の委員をご紹介申し上げます。前回の開催以降に委員のご交代がありましたので、前回の総会から引き続き委員にご就任いただいている方、前回の総会以降、新たにご就任された委員の皆様を五十音順で紹介させていただきます。

まず、前回の総会から引き続き委員にご就任いただいている方をご紹介申し上げます。一般社団法人日本建設軀体工事業団体連合会、副会長の青木繁夫委員です。

【青木委員】 青木でございます。

【事務局(西山)】 全国建設労働組合総連合、書記長の勝野圭司委員です。

【勝野委員】 勝野です。よろしくお願いいたします。

【事務局(西山)】 公認会計士の岸上恵子委員です。

【岸上委員】 岸上です。よろしくお願いいたします。

【事務局(西山)】 学習院大学法学部、教授の櫻井敬子委員です。

【櫻井委員】 よろしくお願いいたします。

【事務局(西山)】 三菱地所株式会社、代表執行役、執行役副社長、谷澤淳一委員です。

【谷澤委員】 谷澤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局(西山)】 早稲田大学院法務研究科、教授の中田裕康委員です。

【中田委員】 中田でございます。どうぞよろしくお願いします。

【事務局(西山)】 一般社団法人日本建設業連合会、副会長の宮本洋一委員です。

【宮本委員】 宮本です。よろしくお願いします。

【事務局(西山)】 一般社団法人日本建設業連合会、会長の山内隆司委員です。

【山内委員】 山内です。よろしくお願いします。

【事務局(西山)】 なお、本日はあいにくご欠席ですが、東京大学大学院工学系研究科、教授の小澤一雅委員、一般社団法人全国建設業協会会長の近藤晴貞委員、弁護士の佐藤りえ子委員、島田市長の染谷絹代委員におかれましては、引き続き委員を務めていただいておりますことを、あわせてご紹介申し上げます。

続きまして、前回の総会以降、新たに委員にご就任いただいた方につきましてご紹介申し 上げます。

成蹊大学経済学部経済経営学科、教授の井出多加子委員です。

【井出委員】 井出です。よろしくお願いいたします。

【事務局(西山)】 東日本旅客鉄道株式会社、執行役員大宮支社長の大西精治委員です。

【大西委員】 大西です。どうぞよろしくお願いします。

【事務局(西山)】 西日本高速道路株式会社、代表取締役社長の酒井和広委員です。

【酒井委員】 酒井です。どうぞよろしくお願いします。

【事務局(西山)】 東京電力ホールディングス株式会社、執行役員安全推進室長の佐藤 育子委員です。

【佐藤委員】 佐藤です。よろしくお願いいたします。

【事務局(西山)】 一般社団法人全国中小建設業協会、会長の土志田領司委員です。

【土志田委員】 土志田でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局(西山)】 一般財団法人日本経済研究所、理事長の柳正憲委員です。

【柳委員】 柳でございます。よろしくお願いします。

【事務局(西山)】 なお、本日はあいにくご欠席ですが、一般社団法人日本電設工業協

会、会長の後藤清委員、山形県知事の吉村美栄子委員のお二人につきましても、新たに委員にご就任いただいておりますことをご紹介申し上げます。

続きまして、前回開催いたしました平成30年8月6日以降、委員の改選がございましたので、本日の議事に先立ち、建設業法第38条第1項及び第3項の規定に基づき、委員の皆様により会長及び会長代理の互選をいただく必要がございます。

はじめに会長の互選を行いますが、委員の皆様からご推薦がございますでしょうか。 山内委員、お願いします。

【山内委員】 新しい中央建設業審議会の会長には、金融の専門家として豊富な経験と卓越した見識を有し、収益性と公共性の両立を追求する日本政策投資銀行において、代表取締役社長をはじめとするさまざまな要職を歴任され、現在は一般財団法人日本経済研究所の理事長として、政府機関、産業界、学会、地方自治体の各方面に幅広いネットワークをお持ちでいらっしゃる柳正憲委員にご就任をお願いするのがよろしいかと存じます。以上でございます。

【事務局(西山)】 ありがとうございます。ただいま山内委員から、柳正憲委員をご推薦いただきましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局(西山)】 全会一致で柳正憲委員が会長に選出されましたので、会長より一言 ご挨拶をよろしくお願いいたします。

【柳会長】 ただいま中央建設業審議会の会長に選任いただきました柳でございます。皆様ご存じのように、この審議会は発注者側、受注者側、そして学識経験者から構成された中立的な機関として、入札・発注にかかる具体的な基準の策定等、重要な役割を担っております。

また、今ご紹介ありましたように、20名の役員中8名が、私も含め新任でございます。 ぜひ皆様、幅広い見地から意見を言っていただくとありがたいと思っております。

本日ですが、先般成立いたしました新・担い手3法等を踏まえて、建設業の働き方改革、 それから生産性向上について検討する予定でございます。皆様の議論が活発、かつ円滑に行 われるよう審議会の運営に努めるつもりでございますので、委員の皆様、ぜひともよろしく お願いします。以上でございます。

それでは、会長代理の選任を行いたいと思います。会長といたしましては、法律家として 社会資本整備審議会の委員も務めておられる中田裕康委員に引き続きお願いをするのがよ ろしいかと存じますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【柳委員】 ありがとうございます。それでは、ご異議がないようでございますから、中田裕康委員に中央建設業審議会会長代理をお願いしたいと思います。

【中田会長代理】 ただいま、中央建設業審議会の会長代理にご選任いただきました中田 でございます。微力ではございますが、柳会長のもと、引き続き当審議会の会長代理の職を 誠実に務めてまいりたいと思います。委員の皆様方のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【事務局(西山)】 ありがとうございます。それでは、冒頭のカメラ撮りにつきましては、議事に入るまでとさせていただいておりますので、報道関係者の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りはご遠慮願います。

これより議事に入らせていただきますが、議事の進行につきましては、柳会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【柳会長】 早速ですが、それではお手元の議事次第に基づいて議事に入らせていただきます。まず、議事1、「新・担い手3法の成立など最近の建設業を巡る状況について」を、事務局よりご報告をお願いします。

【平林建設業政策企画官】 では、事務局より資料のご説明をさせていただきたいと存じます。資料の1、横になっておる紙でございますけれども、「新・担い手3法の成立など最近の建設業を巡る状況について」と書いてございます、資料1のほうをごらんいただければと思います。

1枚目おめくりいただきまして、まず前回この総会、8月の去年の6日に開催させていただいておりますけれども、この資料1のほうでは、この1年間の建設業界の動きを、主なものをご紹介させていただくということで、ご報告をさせていただくものでございます。

まず1ページ目、1番ということで、新・担い手3法の成立についてということでございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、2ページ目でございますが、こちらは最近の建設業を取り巻く現状と課題ということで、データ的に整理をさせていただいているところでございます。今回、新・担い手3法を提出する背景にもなった部分ということでございますけれども、左上、技能労働者、非常に高齢化が進んでいて、将来の担い手不足が懸念されることですとか、あと右下のほうをごらんいただきますと、建設業の労働時間、まあ長時間労働

で休暇もなかなかとりづらいということで、特に若い方になかなか選んでいただけない状況にございます。

この状況を打破するという観点も含めまして、次の3ページをごらんいただければと思いますけれども、昨年来、中央建設業審議会、特に基本問題小委員会におきまして、委員の皆様からご提言をさまざま昨年取りまとめをいただいておりました。この内容を、私どものほうで検討させていただきまして、次の4ページにございますけれども、今年の先般行われました通常国会のほうに新・担い手3法、私ども政府が提出をいたしましたのは下のほうの青いところにございます、建設工事、それから建設業に関する具体的なルールを定めました建設業法・入契法の改正案を提出させていただき、また同時に先生方のほうからも、公共工事の発注者、受注者の基本的な責務を定める公共工事品確法を議員立法で改正するという案をご提出されまして、双方とも先立っての国会のほうでご成立をいただいたというところでございます。

したがいまして、これを3つの法律を新・担い手3法ということで、成立が先の国会で諮られたということでございます。

背景といたしましては、真ん中のところに帯で書いてございますけれども、主な内容として、働き方改革の促進、それから生産性向上の取り組み、災害時の緊急対応強化、あわせて持続可能な事業環境の確保のために、さまざまな施策等を盛り込んでいるところでございます。

少し簡単に具体的な内容を次のページ以降でご紹介させていただきますけれども、まずは5ページ目、議員立法の品確法でございます。さまざま内容ございますけれども、主な部分だけかいつまんでご説明いたしますと、赤い法案の概要の1ポツのところをごらんいただきたいと思いますが、災害時の緊急対応の充実強化というところで、特に右側の発注者の責務の①の部分、緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択ということでございます。

特に公共事業につきましては、昨今、基本的には一般競争入札で発注されるというのが基本になってございますけれども、やはり災害時には迅速な復旧、復興ということで、随契・指名競争等、適切な方法を選択していただくということが、法律上盛り込まれたというところに、非常に大きな意義があるんだというふうに認識しているところでございます。

それから2番目、働き方改革への対応というところで、これも右側の発注者の責務の②の ところをごらんいただければと思いますが、今特に公共工事につきましては、施工時期の平 準化ということで、よく言われます4-6月期につきましてはあまり工事がなくて、やることがないんだけれども、12月から3月にかけては年度末ということで、非常に多忙であるという状況を年間通じてフラットにしようということで、施工時期の平準化ということに今取り組んでいるところでございますが、その具体的な予算上のツールとして、債務負担行為、それから繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定をやっていこうということが、これも法律上盛り込まれたというところに意義があると考えているところでございます。

それから3番目、生産性向上の取り組みですとか、あと4番目、従来この法律は、公共工事を直接の法律の対象にしていたわけでございますけれども、今回の改正で密接に関係をいたします測量、地質調査等の調査、それから設計を含めたいわゆる公共工事の調査、設計につきましても、直接のこの法律の対象として位置づけたというところが、この品確法の今回の改正のポイントというふうに認識をしているところでございます。

続きまして、6ページのほうをごらんいただきますと、こちらは私ども政府のほうで提出をさせていただきました建設業法、それから入契法の改正法の概要でございます。次のページ以降のところで、少し細かくご説明いたしますので、このページはちょっと割愛させていただきまして、7ページ目をごらんいただきたいと思います。

まず1つ目のタイトルとして、建設業の働き方改革の促進ということが書いてございますが、まず働き方改革ということで、長時間労働を是正するためには、適正な工期を設定しなければならないという観点から、後ほどの議事とも少し関係してまいりますけれども、今回中央建設業審議会のほうで、工期に関する基準を作成していただくことにしたところでございまして、今後作成されましたら、その実施を関係者に勧告するということでございます。

あわせまして、今回、現在価格についてのダンピング規制というのが建設業法にございますけれども、建設業法の中に工期という概念を追加いたしまして、左側の上のほうにございますが、通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反した場合には勧告等を行うという措置を新たに設けたところでございます。あわせて裏側で、建設業者に対しては、工期についてもしっかりした見積もりを求めているところでございます。

左下につきましては、先ほどご紹介いたしました平準化の関係でございますけれども、同じくこれは入契法のほうに盛り込まれておりますが、少しグラフをご紹介させていただき

ますと、青の国の部分は手前みそではございますが、だんだん取り組みが進んできているということをごらんいただけるかと思いますが、赤の都道府県、それから緑の市区町村については、まだ月間の波が非常に高いところが読み取っていただけるかと思います。これを極力平らにすべく、これから取り組みを進めていくというところでございます。

それから、右側の処遇改善のところでございますけれども、労働者の方にすぐに賃金が行き渡るようにということで、下請代金のうち、労務費相当分について現金払いをするよう配慮を求める規定を追加したり、あと下のほうでございますけれども、社会保険、これまで強力に加入を推進して、ようやく97%といったところまでまいりましたけれども、今回最後の措置ということで、いわゆる許可要件の一つにいたしまして、法律が施行された後は保険に入っていないと許可がとれない、更新されないということに改めたところでございます。続きまして、8ページ目の2番、建設現場の生産性の向上というところをごらんください。これは働き方改革の車の両輪となる部分でございますけれども、今回の建設業法の中では、特に長時間労働が懸念されて、人手不足というところがございます技術者の部分に着目をいたしまして、改正したところでございます。

具体的には、配置義務の緩和ということをさせていただいておりまして、まず左側のほう、 元請のほうでございますけれども、基本的な現在のルールでいきますと、それぞれの現場ご とに専任で、監理技術者という者を置かないといけないということになっておりますけれ ども、今回技士の制度を改正いたしまして、新しく技士補という資格を登場させることにし ておりますけれども、その方が専任で現場に配置されていれば、監理技術者の兼務、現場兼 務を可能にしようと。今のところ、これ政令でその数を定めることにしておりまして、まあ 当面は2現場ということでスタートしてまいる予定でございますけれども、2現場までは 兼務を可能にしようということでございます。

それから右側、下請のほうでございますけれども、これは専門工事一括管理施工制度ということで、現行のルールでいきますと、基本的には会社ごとに、主任技術者の方を置いていただかないといけないというのがルールでございますけれども、次のページに少し今後省令のほうで記載させていただきます、細かな内容を少しご紹介をさせていただいておりますが。

適正な施工に支障にならないように、いくつかちょっとルール、例えばまず鉄筋、型枠といったような工事でスタートするですとか、下請工事の規模があまり大きくならないように3,500万円程度という上限を課したりですとか、あと全体を統括いたします一次下請

の主任技術者につきましては、1年以上の指導監督的な実務経験を有する方を専任で配置 していただく。あとは、さらに下請が伸びますと、管理し切れなくなるというところもござ いますので、再下請の禁止。加えて、この制度を全員が使っているということを認識した上 で取り組んでいただきたいということで、関係者全員が書面で合意をしているというよう な手続を踏んでいただく必要がございますけれども、この条件を満たしていただければ、一 次下請のほうで、先ほど申し上げました立派な主任技術者の方が全体を統括するというこ とであれば、二次下請のほうでは主任技術者を個々の会社では置かなくてもいいという制 度を、新たに設けさせていただいたところでございます。

それから、8ページの下のほうでございますけれども、これは昨今、現場で全てを完成させるということではなくて、工場でつくりましたいわゆるプレキャスト製品を活用して、施工の、現場施工の効率化ということを進めておりますけれども、それを最終的に適切な建設生産物をつくるためには、当然その工場で適正につくられた部品を納入していただくという必要がございます。もちろん何か不具合があったときに、最終的には不適切なものができたということで、建設業者に対してはこれまでと同様、再発防止の指示等ができることになっておりますけれども、直接の原因でございます建設資材製造業者に対しても、再発防止のための勧告を私どものほうでできるようにしたというところでございます。

続きまして、9ページ、先ほどご説明いたしましたので、10ページをごらんいただきたいと思いますが、ここは持続可能な事業環境の確保というところで、一つ左側のほうは許可要件の一つでございます、経営業務管理責任者についてでございます。現行、過去5年以上の建設業経営の経験がある方を役員に配置するということを求めておりますが、これが非常になかなか難しい条件だということで、今回少し幅を緩めることにいたしまして、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有していればよいということにしようと思ってございます。

具体的には、今後省令で決めることになりますけれども、11ページをごらんいただきたいと思いますが、イメージといたしまして、現行の規定が1番でございますけれども、現行は役員のみを対象にしております経験の範囲を、一定の管理職の経験についてもお認めしようということ。それから、3番のところでは、現行建設業の経営経験だけに限っておりますけれども、建設業以外の経営経験についても、ある程度は勘案をしようということでございます。ただ、この幅を広げた部分だけということでありますと、従来の方に比べると少し物足りない部分がございますので、この方単独ということではなくて、この役員の方を補助

する方というものを配置いただきまして、会社全体として、組織として経営業務体制を、これまでと同様のものを確保していただく必要があると思っているところでございます。

前の10ページに戻っていただきまして、右側のほうをごらんいただきたいと思います。これは、円滑な事業承継制度の創設ということで、従来につきましては、事業承継制度、建設業法の中にございませんでしたので、合併と事業承継が行われた後、新規で許可を取り直していただく必要がございました。その間、工事ができないといったようなご迷惑をおかけしていたわけでございますけれども、今回建設業法の中に、事前認可の手続を踏んでいただく必要がございますが、事業承継の制度を設けさせていただきまして、事業が承継された瞬間に、建設業許可も自動的に引き継がれて、工事もそのまま施工できるといったような体制を整えたところでございます。

その他、細かな改正事項がいくつかございますけれども、1点ちょっと12ページのところでご紹介させていただきたいのが、標識の掲示義務というところでございます。現状況は左側にございますとおり、個々の業者ごとに建設業の許可証を掲示するということになっておりますけれども、従前から非常に見づらいとか、そもそも貼る場所がないといったさまざまなご意見をちょうだいしていたところでございます。

一方で、現場にどのような下請業者が入っているかということは引き続きお示しをしていく必要があるというふうには思っておりますので、今回見せ方を整理するということで、標識の掲示義務自体につきましては元請さんに限定をいたしまして、どの下請が入っているかということについては、現行でも施工体系図というツリー図みたいなものをつくることになっておりますので、これをうまく活用して、同じような情報をわかりやすく発信していくということで考えているところでございます。

次の13ページ、以上が法律の内容ということになりますけれども、3段階に分けて今回施行するということになっております。6月12日に公布されまして、一部分は既に9月1日に施行されております。例えば、中央建設業審議会、この審議会で工期に関する基準は作成いただくということを先ほど申し上げましたけれども、一応法律上は既に、その作成する権限自体はこの審議会のほうに付与されているというところでございます。

それから入契法の部分、これ施工時期の平準化等々というところでございますけれども、こちらは基本的には相手が地方公共団体ということでございますので、なるべく早目に取り組もうということで、9月1日の施行ということで既にスタートしているところでございます。

残りの大半につきましては、来年の10月1日施行ということになっておりますが、一部 技術検定制度につきましては、年度単位で試験を行っておりますので、来年の10月に施行 してしまいますと、来年の途中で試験制度が変わって混乱を来すことになりますので、切り のいいところでということで、令和3年度からスタートしてまいりたいというところでご ざいます。

以上が、今通常国会で提出させていただいた新・担い手3法の関係でございますが、続きまして14ページ、外国人材の受け入れとキャリアアップシステムの運用開始についてでございます。

15ページをお開きいただきますと、こちらは昨年の秋以降、非常に世間的にも話題になりました外国人材の受け入れ、特に特定技能1号と言われる新しい制度がスタートを、この4月からしているというところでございます。

左側のほうをごらんいただきますと、既に建設業のほうでは技能実習で4万6,000人、 それからオリパラ関係の特別な受入事業ということで4,000人、あわせて5万人以上の 方がすでに働かれておりますけれども、今後特定技能1号ということで、この技能実習を終 られた方が、大半のところがここに移行してくるということになっていくのかなと思って ございます。既に第1号の認定は済んでおりまして、これから続々と、そういう方が登場し てくるのではないかと思っているところでございます。

ただ、報道等でも一部ございますけれども、建設業につきましては、現場を転々としますので、失踪等々のリスクもあるということもございます。その関係で16ページをごらんいただきますと、全体的には法務大臣のほうで入国審査を行うことになりますけれども、その手前で私どものほうで受入計画の審査をするということにしております。この中で、建設業許可業者に限ったりですとか、あとは特に外国人を受け入れますと、日本人の処遇が下がるのではないか、逆に安い賃金で外国人をこき使うというようなことになってもいけませんので、同等の技能を有する日本人と同等額以上の安定的な賃金を支払うということを確認した上で、審査をするということになっているところでございます。

17ページはその各者の関係図を示したものでございますけれども、今年の4月に一番上のほうにございますが、業界団体のほうで一般社団法人建設技能人材機構というものを新しく立ち上げをいたしまして、私ども、それから受入企業、海外提携教育機関とあわせて、受け入れの体制を今整えているというところでございます。

次の18ページは建設キャリアアップシステムの構築ということでございますけれども、

昨年も少しご紹介をさせていただきましたけれども、この建設キャリアアップシステム、技能者の資格、社会保険の加入状況、現場の就業履歴等、業界横断的に登録・蓄積する仕組みでございまして、長期的には能力、経験に応じた処遇を技能者の方が受けられる環境を整備して、担い手の確保に資すればというふうに思っているところでございます。

今年の4月から本運用を開始させていただいているところでございますけれども、次のページをごらんいただければと思いますが、今まさに右側のほうにございますとおり、レベル1から4までの4段階の客観的なレベル分けの作業をしているところでございます。今後、これがさらに私どもとしては建設業界とともに、このシステムを業界共通の制度インフラとして育てて、定着させていく必要があると思っております。

個々の技能者の方にとっても、下のほうにございますように、これを取りますと技能の対外的なPRに使えたりですとか、あと右側のほうにございますそういうすぐれた職人さんをたくさん抱えた専門工事企業自体を評価することによって、そういったすぐれた企業が選ばれていくという環境をつくっていければと思っているところでございますけれども、今後もさらなるメリットを高めて、わかりやすく発信していくということの取り組みを進めてまいりたいと思っているところでございます。

それから、3番のその他のところで、先の通常国会のほうで成立いたしました法律との関係で、少し建設業界に関係するものを2つほどご紹介させていただきたいと思います。

21ページでございますけれども、これは地方分権一括法のほうで今回措置されたものでございますが、建設業の許可申請、大臣許可と都道府県知事許可とございますけれども、現行では大臣許可につきましても都道府県知事を経由して提出していただいておりました。こちらのほうを、この経由事務を廃止いたしまして、来年の4月になると思いますが、それからは直接私どもの地方整備局のほうに提出していただくということになっております。ただし、私どもこの許可申請の手続を電子化する予定にしておりまして、今後都道府県が希望する場合には、現行の都道府県経由ということも可能にする経過措置を設けているところでございますので、具体的には今後都道府県さんとどのような手続にするかというのを相談して、決めていくというふうになっているところでございます。

それから22ページでございますけれども、デジタル・ファースト法案という法律の中で、 政府手続を極力電子化していこうということでございますけれども、この中の対象として、 建退共、職人さんの保険のシステムについても対象になっているところでございます。現行 は証紙を貼るという極めてアナログな作業で処理をしているわけでございますけれども、 こちらも先ほど申し上げましたキャリアアップシステムで就労実績が蓄積されることになりますけれども、そこにつくられました就労実績報告書をメールで送っていただければ手続が完了するということで、電子化を来年の秋ぐらいから試行的に実施していくということになっているところでございます。

最後に23ページで、こちらは昨年の総会のほうで設置をお認めいただきました、いわゆる約款改正のワーキンググループの状況のご報告ということでございます。今年の4月から、左側の真ん中ほどにございます委員の中で、議論を進めさせていただいているところでございますけれども、来年の4月1日が改正民法の施行日でございます。これに間に合うように、私どもの中央建設業審議会のほうで作成いただきます建設工事標準請負約款を改正する必要がございまして、今後このワーキンググループのほうで案が取りまとまりましたら、総会の皆様にお諮りをいただきまして、作成いただきたいというふうに思っておりますので、ご協力をよろしくお願いをいたしたいと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

【柳会長】 ありがとうございました。ただいまのご報告について、ご意見、ご質問がございましたら発言をお願いします。

どうぞ。

【山内委員】 日建連会長の山内でございます。ただいまご説明いただいた新・担い手3法について、貴省のご尽力により、速やかに建設業法、入札契約法改正案が国会に提出され、議員立法である品確法改正とあわせて、滞りなく成立する運びに至りましたことを改めて御礼申し上げます。

それでは、今回の法改正の3本柱である働き方改革の促進、生産性の向上、災害時の緊急 対応の強化について、私どもの意見を申し述べさせていただきます。

まずは、働き方改革の促進につきましては、週休二日制の実現を推進する上で、1、受発注者の責務として、休日や準備期間等を考慮した適正な工期の設定、2、中央建設業審議会における工期に関する基準の作成、3、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止が法律に明記されたことは画期的なことであり、深く感謝を申し上げる次第であります。

また、建設キャリアアップシステムにつきましては、当会では本システムを建設業の基幹 インフラと位置づけ、策定済みのロードマップにより、会員一丸となって各種登録手続の促 進に取り組んでいるところでございます。

次に、生産性の向上につきましては、当会は2016年に生産性向上推進要綱を策定し、

i-Constructionの推進をはじめとする活動を鋭意展開しており、毎年フォローアップ調査を実施して、今後とも粘り強く取り組んでまいります。

最後に、災害時の緊急対応の強化につきましては、今回の改正で緊急性に応じた適切な契約手続の選択が発注者の責務として明記されたことから、災害時の迅速な復旧、復興につながり、持続可能な事業環境の確保に資するものと大変心強く受けとめております。

また、当会は災害対策基本法の指定公共機関として、内閣総理大臣より指定を受けており、 災害時の対応に備えて災害協定も締結済みであります。今後、改正法に明記された災害に係 る建設業団体の責務、規定の趣旨を踏まえ、しっかりとした災害対応を行い、国民、企業が 安全、安心に経済活動を行える社会基盤づくりに尽力してまいる所存ですので、今後ともご 指導いただきますようお願い申し上げます。

私どもからは以上でございます。

【柳会長】 ほかにはございませんか。では、先でいいですか。

それでは、続きまして議事2、中央建設業審議会工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ、仮称でございますが、設置について、事務局より説明をお願いします。

【平林建設業政策企画官】 では、事務局よりご説明をさせていただきます。まず、その前に、先ほど山内委員のほうからご意見をいただきまして、ありがとうございました。私どもも法改正、今回はさせていただきまして、今後は政省令と細則を定めていくことになりますけれども、皆様方のご意見をお伺いしながら、詳細を定めてまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞご指導のほどよろしくお願いいたします。

それでは、ちょっと中身の説明に移らせていただきたいと思いますけれども、資料の2-1ということで、「中央建設業審議会 工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ (仮称)の設置について」という横紙をごらんください。資料の2-1でございます。

1ページおめくりいただきまして、先ほど少しご紹介をさせていただきましたけれども、今回改正建設業法の中で、工期に関する基準ということで、工期の適正化に関する規定がいくつか設けられているところでございますけれども、まず一番上のところで、これは先ほど申し上げましたとおり、既に今年の9月に施行済みというふうになっておりますけれども、中央建設業審議会のほうで工期に関する基準を作成いただきまして、その実施を関係者に勧告するということにしているところでございます。

あわせて、先ほどと繰り返しになりまして恐縮でございますけれども、注文者に対しては、 通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止する。反 対側で、建設業者に対しては、工程の細目を明らかにして、工程ごとの作業及びその準備に 必要な日数を見積もっていただくということの義務を課しているところでございまして、 こちらが来年の10月に施行する予定ということになっているところでございます。

次の2ページ目をごらんいただきたいと思いますけれども、先ほど著しく短い工期の規定に違反した場合には勧告ということでございますけれども、これがその少し対応関係を示したものになりますけれども、私どものほうで発注者のほうから情報提供をいただくこともございますし、建設業者のほうから違反の疑いがある場合には通報等を、既に設けられております駆け込みホットライン等々で受け付けることになろうかと思いますけれども、私どものほうで審査等をいたしまして、著しく短い工期に当たるということであれば、発注者に対しては勧告、建設業者に対しては指示等を行えるというようなことになっているところでございます。

次の3ページをおめくりいただきますと、この著しく短い工期ということでございますけれども、具体的にどのようなものかというところにつきましては、工事の内容、それであとどんな工法でやるのか、どれぐらいの人材、資材を投入してやるのかということによって、適切な工期というのも変わってこようと思いますし、またそれとの関係で、どこからが著しく短い工期に当たるのかということも変わってこようかと思ってございます。

したがいまして、一律に判断をすることは困難だと思ってございまして、私どもとしては 現時点で、過去の同種類似工事の実績との比較ですとか、あと建設業者の方に提出いただい た工期の見積もりの内容の精査等も必要だというふうには思っておりますけれども、この 中央建設業審議会のほうで作成いただいた工期に関する基準、こちらのほうでは私ども事 務局としてのイメージということで少し申し上げますと、現行4ページのところで関係省 庁連絡会議のほうで適正工期のガイドラインというものをつくらせていただいておりますけれども、これの左下、3の1のところで、適正な工期というところで、工期の設定に当たっては下記の条件を適切に考慮ということで、いくつか書いてある部分がございますが、こういった工期を設定するときに考慮すべき定性的な事項を、充実させて盛り込んでいくということではないかなと思っているところでございます。

具体的なイメージということでいえば、現時点5ページ目のようなものをイメージしているところでございますけれども、こういった工期に関する基準で示された考慮事項というものが考慮されているかということも、確認した上で判断していくということになるのではないかと思っております。

この中央建設業審議会で工期に関する基準を作成いただくということでございますけれども、最終的には皆様のほうにお諮りをして作成をいただくということではございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、工事ごとにさまざまな状況、事情がございます。そういったものを踏まえる必要がございますので、いきなり皆様方にご議論いただくというよりは、実務家レベルで少し案をもませていただきまして、それを皆様方にお諮りするということで進めていくのがよろしいのではないかと思っているところでございます。

したがいまして、昨年の約款と同じなのでございますけれども、今回工期に関する基準の作成に関するワーキンググループというものを、この審議会の下に立ち上げさせていただきまして、具体的な人選につきましては今後、学識経験者、発注者、受注者、双方が中立に入っておるというのがこの審議会の特徴でございますので、このバランスをとりながら、今後具体的にはご相談をさせていただきたいと思っておりますけれども、ワーキンググループの中で実務家レベルで議論したものを、皆様方に最終的に作成いただこうと思ってございます。

先ほど、著しく短い工期の関係が令和2年の10月施行ということになっておりますので、来年の夏ぐらいまでには、この中央建設業審議会のほうで作成をいただく必要があると思ってございまして、そこから逆算いたしますと、今回設置をお認めいただけましたら、秋口に会議のほうを立ち上げまして、来年の春のうち、4月、5月といったところかと思っておりますけれども、来年の春ごろをめどにワーキンググループのほうで取りまとめを行いまして、皆様方のほうに案をお諮りさせていただければと考えてございます。

本日につきましては、このワーキンググループを設置するということについて、ご意見を 賜れればと思ってございます。事務局からは以上でございます。

【柳会長】 ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございましたら発言をお願いします。

じゃあ、あちらから。すいません、どうぞ。

【井出委員】 すいません、成蹊大学の井出です。資料2について、意見というかお尋ねなんですが、まずこの工期を設定するというのは、どのような工事を対象にされているのかということで、多分1つのものをつくり上げるというのは非常にわかりやすいんですが、多分維持管理だったり、複数年契約のようないろいろな多様な契約があるときに、このどのような発注というか、個別にやっていくのか、それとも全体で見るのかというので、そこがちょっとよくわからないということと。

あと、著しく短いという概念なんですが、生産性向上が重要だというふうにお書きになっているので、例えば技術革新等で合理的な理由があって短い場合に、それを業者さんが提案してきた場合には、価格と工期の両方の2軸で落札者を決めるんでしょうかということと。そうすると、総合評価に対しても、この工期の概念というのが入ってくるのかというので、この3つについてちょっと教えていただきたいと思います。

【平林建設業政策企画官】 ご意見ありがとうございます。まず、工期に関する基準のイメージということでございますが、ちょっと1つ目と2つ目の質問がまじってお答えする形になるのかもしれませんけれども。資料の2-1の5ページ目をごらんいただければと思いますけれども、どこまで詳しく掘り下げるのかというのは、私どもも今後の皆様方のご意見を踏まえて、ちょっと考えさせていただければとは思っておりますが、現時点のイメージということで申し上げますと、おそらく一番上の青いところが全工期に共通する事項ということで、およそどんな工事であろうが関係する事項として、雨とか風とか休日といったようなことは、多分全ての工事について関係する部分かと思っております。その上で、それぞれの工事ごとですとか、それから工程ごとにこういった項目について、考慮しなければいけないといったような項目がさまざまあると思ってございますので、それをちょっとどこまで掘り下げるかというのは、私どももこれからご意見をいただきながら考えなければいけないとは思っておりますけれども。そういった全体共通の話と個別の話とを、ミックスさせていくということになるのかと思っております。

それから、対象につきましては、これは全ての建設工事に関する契約が対象になりますので、発注者と元請の間の関係ももちろんのこと、元下関係の契約につきましても、およそ建設工事にかかる契約であれば、全てのものが対象になってくるというところでございます。それから、最後のところでございますけれども、もちろん生産性の向上も含めて、工期を短くする合理的な理由があるということであれば、著しく短い工期に当たるということは多分まあないのではないかと思ってございます。今回、この規定を設けさせていただいたのは、特に働き方改革の関係が大きいわけでございますけれども、最終的に適正な工期が設定されなかったときに、その工期を短くした結果が、労働者の方の長時間労働ということでしわ寄せがいくことは望ましくないということで、こういった規定を設けさせていただいているところでございます。

あわせて、総合評価のお話をいただきましたけれども、おそらく総合評価を活用している のは公共事業のほうが多いかと思いますけれども、基本的には公共事業につきましては、発 注者、私どもの直轄が一番そうでございますけれども、発注者のほうで適切に工期を定めた上で、あとは価格との、技術との関係で相手を決めるという形になりますので、そもそもの発注者のところで適切に工期が定められていれば、それを短くする提案というのは、基本的には公共の関係ではないという形になっていると思いますので、そういった問題については公共の部分については起こらないのかなと考えております。

ちょっとお答えになっているかどうかあれですが、以上でございます。

【井出委員】 ありがとうございます。

【柳会長】 じゃあ、どうぞ。

【谷澤委員】 三菱地所の谷澤でございます。ただいまの井出委員のご意見・ご質問と若 干重複する内容となりますが、私からも一言述べさせていただきます。

まず、働き方改革の推進につきましては、大いに賛成しておりますが、「著しく(短い工期)」という言葉が非常に曖昧なものになっていると感じます。そういった意味で、この中央建設業審議会に「工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ」が設置されることは非常に喜ばしいことだと思いますし、設置案に記載がある通り、学識経験者、発注者、受注者の各代表が参加することは、非常に重要だと思いますので、是非、本ワーキングで具体の議論を進めていただきたいと思います。

働き方改革を推進することで長時間労働を避けることが、本取組の基礎となりますが、従来からの技術提案に加え、昨今の技術革新を取り入れた新たな技術提案に至るまで、施工者の方から様々なご提案をいただくことによって、工期が短くなる側面もございますので、そうした点がしっかり反映されるように議論をしていただきたいと思います。

また、本ワーキンググループで基準を作成する対象は全ての建設工事というですが、やは り民間工事と公共工事では異なる部分があると思いますので、全く同じ基準を作るという ことではなく、民間工事と公共工事の差異を配慮した議論をお願いしたいと思います。以上 です。

【宮本委員】 日建連の副会長をしております宮本でございます。今ほど、官と民の違いというお話もございましたけれども、私ども請負業者、もともと請負という言葉があまりよくなくて、請けて負けるという言葉を書くので、どこからこの言葉が出てきたのかとは思うんですけれども、基本的には工事の開始日が決まっていて、竣工日がいつだよということで、その間を割り振って、今まで工事をやってくるというのが現状であったような気がしております。

そういう中で、現在公共工事につきましては特に直轄工事を中心として、地方整備局との意見交換会等を通じて、さまざまに週休二日のことであるとか、さまざまなことにお取り組みをいただいております。それから、また事前の準備工事におけるものもきちんと評価をしようというようにして、適切な工期設定についてさまざまな取り組みをしていただいていることについては、大変感謝をしているところでありまして。そういう意味で、このワーキンググループがつくられて、まあ工期、適正な工期というのはどういうものかというご議論をいただくというのは、大変ありがたい話でありまして、ぜひ大変期待をしているところであります。

私どもは、今ほどのお話に別に逆らうわけではないんですけれども、やっぱり民間工事にもやはりこれが波及されることを期待しておりまして、やはり今この現在いる建設生産労務者が今後減っていくと、今の3分の1ぐらい減ってしまって、3分の2ぐらいになっちゃうよということになると、日本のいわゆる生活環境をつくる、そういう構築物の建設ができなくなるということになりますので、それは避けなければいけないと。そうすると、やはりそういう担い手に対しての処遇改善をきちんと進めていくためにも、きちんとした工期設定がなされて、その中でやれていくようにしなければいけないと思っております。

私ども建設業者の悪いところもありました。短い工期のものを力づくで、労務を集中して 完成させてきたという経験があるものですから、そういうことも反省しつつ、これからはそ ういう状態であってはいけないと思っているところでございます。ぜひこのワーキンググ ループで、適切な工期というのはどういうものかということで、これは建設業界全体に広ま るような形でご検討いただいて、進めていただけるようにお願いしたいと思います。

【柳会長】 どうぞ。

【酒井委員】 西日本高速の酒井と申します。発注者側の立場としての話になりますけれども、基本的には先ほど事務局からご説明があった考え方でよろしいかと思います。

そこで、私たち、発注者側の立場としまして、建設現場におけます長時間労働の改善を図る上で、適正な工期の設定が非常に重要であるというふうに認識しておりまして、弊社におきましても、そのために必要な対策として、以下に述べます3点の取り組みを行っているところでございます。1点目は、発注準備段階におけます工期設定の適正化であります。2点目は、工事契約時及び工事履行時における工事に関する受発注者の認識の共有でございます。3点目が、工事履行中に生じた条件変更への適切な対応でございます。

1点目の発注準備段階におけます工期設定の適正化についてでございますが、国土交通

省におかれましては、工期設定に関して工期設定支援システムを平成29年の4月に構築されておりますが、高速道路3会社におきましても同様に、工程作成の手引を整備いたしております。昨年7月には橋梁編、今年は舗装編を順次整備しておりまして、他工事におきましても、引き続きこの整備を行う予定であります。

なお、工程作成の手引は、当社のホームページにおいても公表しておりまして、発注者の 工程作成の考え方について、入札参加者等と認識の共有を図ることに努めているところで ございます。

2点目の工事契約時及び工事履行時におけます工期に関する受発注者の認識の共有についてでございます。まず、工事契約時には、特記仕様書をはじめとする契約図書に、発注者が契約条件を明示することが必要でございます。具体的には、工事着手可能時期、協議案件の解決時期、他工事との関連、あるいは安全、環境対策等の指定内容、建設副産物の処理条件等の事項を可能な限り明示することといたしております。

また、工事履行時には、これら諸条件を踏まえた工事着手可能時期や協議案件の解決時期など、工程に影響する事項及びクリティカルを明示した工程表を作成いたしまして、毎月開催しております受発注者の工程会議によりまして、受発注者間で工事工程を共有するとともに、双方協議により課題解決を図ってまいっているところでございます。

3点目の工事履行中に生じた各種条件変更への適切な対応、これが一番重要だと考えております。受発注者間で協議した工事工程に条件変更が発生したときや、工事の一時中止を実施した場合におきまして、契約工期に影響が及ぶ場合は、必要な日数の工期延期を確実に実施する必要があります。高速道路3会社におきましては、土木工事請負契約における設計変更ガイドラインを整備いたしまして、ホームページにおいて公表しているところでございます。当初契約内容の変更に際して、遵守すべき事項につきまして、受発注者間の認識の共有に努めております。

特に台風、あるいは豪雨災害等の著しい悪天候により稼働できない日が発生した場合、あるいは資機材や労働需給の逼迫により、全体工程に影響を及ぼす場合等は、受発注者間で協議を実施してまいります。なお、この場合の工期設定においては、構造物のプレキャスト化や新技術の採用、より効率的な施工方法への変更、あるいは施工パーティ数の増加など、工期短縮に向けた工夫を受発注者間の協議で決定することといたしております。この際、発注者として重要なことは、無理な工程の押しつけにより、受注者に過度な負担を強いることがないようにすることであると考えております。

働き方改革を推進しながらも、事業工程の確保のため最大限の取り組みを行いますが、諸 課題が積み重なり工程の確保が困難になった場合においては、関係の皆さんのご理解を得 ながら、この事業工程そのものを見直すことも検討する必要があるのではないかと考えて いる次第でございます。以上です。

【柳会長】 ほかに。どうぞ。

【勝野委員】 全建総連の勝野といいます。まあ現場で働く人たちの就労環境を改善していくという点からしますと、この工期に関する基準を作成していくということは、私たちとしても非常に期待をしているところでありますし、しっかりとした論議を行っていただきたいと思っておりますが。

先ほど、日建連の代表の委員からもありましたとおり、発注者、とりわけ民間工事に関する発注者に対する周知をしっかりとやっぱり行っていただくということが、大変重要だろうと思っております。工期に関するダンピングが起きないような仕組みを、ぜひつくっていただきたいということが一つ。

もう一つは、何か違反の疑いがあった場合、2ページの表で言いますと、許可行政庁に対する駆け込みホットライン等で通報を受け付けると、こういう仕組みの記載がありますが、その際に、1つには通報者の保護をしっかりと行っていただきたいということ。あと、受ける際の窓口の中立性と申しましょうか、そういったものをやっぱりちゃんとしっかりと担保していただきたい。ですから、ホットラインなりの機関の中に、第三者、弁護士の先生なり、そうした第三者の方をしっかり位置づけた上で、ホットラインを運用していただきたいと思っております。以上です。

【柳会長】 ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

【櫻井委員】 学習院大学の櫻井です。建設業法の改正につきましては、法律をつくる前の議論に関わらせていただきましたので、でき上がった法律の考え方について、ちょっと確認をさせていただければと思います。

今の資料の2ページ目の図ですが、建設業法、建設業関連の法律がわかりにくいのは、民間の工事と、それから公共工事がまじって議論がいるものですから、話が交錯しがちでありますが、この左側の図ですが、これは著しく短い工期での契約をしている場合に、①のところで、発注者が許可行政庁に通知をするということになっていて、考え方としては、どうなんでしょうか。短いほうが利潤が高くなると通常は考えられるので、そうすると、抑制的に行動しなさいという規範を課した上で、その通知を要請しているという、そういうことでよ

ろしいんでしょうか。

そうすると、②の図だけを見ると、①で通知して②で勧告されてしまうことになりますが、 自分で自分に反ってくるように見えるのですが、そこはどういうことなのか。発注者と、そ れから元請と一次下請の関係で、それぞれに発注者であったり受注者であったりという形 で契約の両当事者になり得ることも関係しているのかと思いますが、わかりにくいので、少 しご説明をいただければと思います。

それから、もう一つは、2点目は、通知や、それから②のところで公表が、勧告・公表とか、③ですと指示とかという、行政措置を想定しているということになりますが、全体として建設業法は大所帯の業界を規律する法律であり、実効性のセットの仕方が一筋縄ではいかないので、適切なところでコミットできると行政としてはよろしいのかなと思っていますが、この①、②、③の効果については、どの程度のところでお考えになっているのかというのをお伺いできればと思います。

【平林建設業政策企画官】 今、櫻井委員からいただいたご質問にお答えさせていただきますけれども、資料2-1の2ページ目でございますが、まずこの①につきましては、今も入契法のほうで、公共発注者が自分が発注した工事に関して、元請と発注者との間で契約するわけですけれども、元請さんから当然下請契約をさらに締結していくことになりますが、自分が発注した工事の下請契約において、そういった著しく短い工期ですとか、建設業法に違反するような行為があるということを察知したときには、通報いただいて、私どもがその監督処分をする等々のときに役立たせていただくということで、通報をお願いしておりまして、その対象に今回、著しく短い工期も禁止をするという規定をしておりますので、あわせてそういうものを察知したときには通報していただくということでございます。

概念的には、もし自分で短い工期で仮に元請さんに発注したとしたときには、規定上は自分でももちろんその通知を許可行政庁、まあ私どもということになりますが、に通知をしていただいて、それが反射的な効果として勧告をされるということはあるということは思いますけれども、おそらく多分、自分でやって自分でやりましたという方はいらっしゃらないと思いますが、ただまあその発注者、公共発注者と元請との間では適切に発注がされたとして、その後仮に何らかの事情で元請さんと下請さん、もしくは下請同士の間でそういった著しく短い工期という発注が行われたときには、そこは発注者自身は別に悪くないということになりますので、そういった事態を察知したときには、例えば下下であれば下下の関係を処分するために情報を提供いただきたいと、そういった規定でございます。

ですので、一応法律上は自分が通報して、自分が勧告を受けることもあるわけではございますけれども、多分実務的にそんなことをやっていただけないのだとは思いますので、実態上は発注者が勧告を受けるというのは、下のほうから矢印が出ております業者からの通報で、それをさかのぼっていくと、一番最初の発注者からの、発注者と元請の間の工期が適切でなかったということで、全体をあわせて勧告、建設業者に対しては指示をするということになるのかなとは思ってございます。

とりあえず、一旦ここで切らせていただきますが。

【柳会長】 ほかによろしいでしょうか。

【佐藤委員】 東京電力の佐藤でございます。この工期設定に関しまして、発注者と受注者の間に、工期に対するコンセンサスというのが得られるということで、大変有意義なものだというふうには思っておりますが、一方でご承知のとおり、今千葉で私ども停電を皆様に大変ご迷惑をおかけしていて、要は緊急時と、明らかに社会の皆様にご迷惑をおかけしたり、あるいは国土交通省様も皆様もそうだと思いますけれども、社会の皆様から見て、明らかに緊急時だというときの緊急対応というのは、多分問題がないのではないかと思いますけれども、やはりこう平常時と明らかなる緊急時の間のちょっとグレーゾーンといいましょうか、ですから何を申したいかと言いますと、緊急性というものについても、ぜひこのワーキンググループで整理をしていただけると、大変ありがたいかと思います。

【櫻井委員】 実効性のところを答えてもらっていないのですが。

【柳会長】 今の。

【櫻井委員】 いや、今の点も含めてなんですけれども、実効性のところはどういうふうに理解しますか。

【平林建設業政策企画官】 実効性のところにつきましては、まさにこれから中央建設業 審議会のほうで工期に関する基準をもちろんつくっていただくということになりますけれ ども、私どもとしても勧告するに当たって、どういう考え方で勧告をするかというのは、当 然整理をしていかないといけないと思ってございます。

まずは、こういう規定が従来建設業法にはなかったところ、工期という考え方を入れさせていただいて、特に著しく短い工期については禁止をするという規定を設けさせていただきましたので、まずはこの規定が入ったということを法律、今まさに周知をさせていただいているところでございますけれども、それをもって皆さんが抑制的にそういった、少なくとも何も考慮すべきことを考えない、著しく短い工期と思われるようなことはやめようとい

うふうに動いていただけるのが、理想なんではございますけれども。

ただ、仮に法律が施行された後に、そういったような事態があって、特に労働者の方に最後しわ寄せが行くようになったときには、抜かずの宝刀というわけにもまいりませんので、そのときには適切に執行できるように、どういうときにどういう判断で執行するかというのは、今後ちょっと具体的な考え方を法律の施行までに整理をさせていただきたいと思っております。

【柳会長】 ほかによろしいですか。

発注者、受注、そして――失礼、どうぞ。

【岡村技術調査課長】 すいません、直轄工事を担当しております、技術調査課長の岡村と申します。適正な工期の設定につきまして、日ごろから業界の皆様方と意見の交換をしながら、公共工事の工期の設定でそごを来さないようにということで、ノウハウを蓄積して、工期の設定のガイドライン等をつくって、標準的な設定ができるような形で開発を進めております。そういったノウハウも、今回生かさせていただこうと思っております。

で、一方で、i - Constructionなどの技術開発を同時に進めておりますので、そういう意味では、現時点での適正な工期というものが将来にわたっては、できる限り短い工期で仕事ができるようにという1つのベクトルで技術開発を進めておりますので、将来もう少し短くできるよねというような改善がなされていく中で、現時点で標準的な工期ということを意識して行っております。

一方で、官側で発注者側の技術、標準的な技術もさることながら、受注者側のさまざまな技術開発によって、工期を大幅に短縮できますよというご提案もいただくような形で発注することがございます。で、そういった発注をする際に、総合評価という、入札契約制度に基づいて実施されることも、これまでやってきておりまして、先ほど工期について総合評価で使っていないというお話がありましたが、ちょっとこれ訂正させていただいていまして、実績としては工期短縮効果を総合評価として評価して、入札契約をしている事例もございます。

ただし、そういったことを通じて、先ほどのお話ではないんですが、工期ダンピングのようなことにつながらないように、私どもも細心の注意を払いながら、技術がちゃんと確立していて、適正に短い工期で執行できるということを判断させていただいた上で、それを評価するような形で発注をさせていただいております。

こういった公共工事を通じて得られたノウハウを活用しながら、よりよいものにしてい

けるように考えておりますので、また引き続きご指導いただければと思います。よろしくお 願いいたします。

【柳会長】 それでは、発注、受注、学識経験者、それぞれ非常に広範囲で積極的なご発言がございまして、むしろこのワーキンググループに対する期待がすごく強いということがよくわかりました。したがって、このワーキンググループの設置について、本日の総会で案のとおり了承されたとしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【柳会長】 ありがとうございます。さらに、ワーキンググループの委員については、具体的にどなたにお願いするかについては、会長一任ということにさせていただきまして、私が事務局と相談をいたしまして、決定させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【柳会長】 ありがとうございます。続きまして、――どうぞ。

【平林建設業政策企画官】 すいません、設置につきまして、ご承認をいただきましてありがとうございます。今、柳先生からお話のありましたとおり、具体的な委員につきましては、今後ご相談をさせていただきたいと思いますけれども、先ほど来、多くの委員の方々にさまざまな意見をちょうだいいたしました。その内容をまさに踏まえて、充実した内容の工期に関する基準というものを作成できればと思っております。

ちょっと全ての方のご意見に逐一お答えができなくて恐縮でございますけれども、いくつかお答えをさせていただきますと、まず民間と公共につきましては、やっぱり違う部分は当然あろうかと思っております。特に公共につきましては、最終的には一応そういう措置は設けられているわけでございますけれども、公共主体が勧告を受けるようなことは当然あってはならないわけでございますので、そういったところはやはり公共と民間では、もちろん民間の方もそういう勧告を受けるようなことはあってほしくはないんですけれども、公共のほうがそのあたりのところはより厳しく求められているということは、たしかにそうだというふうには思っております。

それから酒井委員からも、最後3つご紹介をいただきました中で、条件変更についてご発言がございましたけれども、私どもも特に条件変更の部分については、当初の部分はそれなりに双方合意をして、契約がされたということだとは思いますけれども、その後の事情の変化というものをきちんと踏まえていく必要があると思っておりますので、ここの部分は非

常に大きなポイントではないかなと思ってございます。

それから、勝野委員のほうから、周知をしっかりという話がございました。既に法律の改正につきましては、先月以来、7月、8月と特に全国で私ども説明会等を開催させていただきまして、これからも法律の周知に努めてまいりたいと思っておりますけれども、またこの工期に関する基準が作成された暁には、しっかりと周知をさせていただきたいと思っております。

また、あわせて体制につきましても、有識者委員のご意見も伺いながらと思っておりますので、そこらあたりのところも考慮してまいりたいと思ってございます。

それから、佐藤委員のほうから、緊急時と平常時というお話がございましたけれども、緊急時につきましては、やはりいわゆる時間外労働の基準についても、一部例外規定が適用されたりというところもございますので、そういった緊急時の違いみたいなところについては、まあ踏まえていく必要があるのかなと思ってございますが、具体的には工期に関する基準のワーキンググループの中で、皆様方の日ごろの実務からのご経験を踏まえて、さまざまなご意見をちょうだいして、それをまとめ上げていきたいと思ってございますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

【柳会長】 それでは、続きまして議事3の経営事項審査の審査基準の改正につきまして、 事務局よりご説明をお願いします。

【平林建設業政策企画官】 引き続き、事務局より資料、今度は3でございます。「経営事項審査の審査基準の改正について」ということでございます。資料の3でございます。

1枚おめくりいただきまして、最初は2ページ目でございますけれども、経営事項審査とはということでございますけれども。既にご承知の委員も多々おられるかと思いますが、まず建設工事をする場合には、建設業許可を取っていただくのが基本でございますけれども、その後、公共工事を受けたいという場合につきましては、決算期ごとに経営事項審査というものを受けていただきまして、その後各発注者ごとに競争資格、参加資格を取っていただいて、その方が発注する工事に個別に入札等々で参加いただくという格好になっているところでございます。

現在、3ページ目にありますとおり、経営事項審査の中では、経営規模、経営状況、技術力、その他審査項目として社会性等といったものをバランスよく見ながら評価をさせていただいておるところでございますけれども、今般、事務局のほうから3点ほど、この現行の経営事項審査の審査項目について改正のご議論をさせていただければと思ってございます。

まず1つ目でございますけれども、4ページ、技術力のZという項目がございますが、その中の技術職員数 Z_1 というのがございます。こちらの改正についてということでございます。

具体的には5ページ目をお開きいただければと思いますけれども、先ほど少しご紹介をさせていただきましたけれども、建設キャリアアップシステムが今年の4月から本運用を開始いたしまして、先ほど申し上げましたとおり、今後建設技能者がレベル1から4の4段階にレベル判定をされるということになってまいります。

下のほうの現行と改正案というところをごらんいただければと思いますが、現行につきましては、それぞれ1級監理受講者、技術者資格1級等々に応じまして、所要の点数が付与されているところでございますけれども、特に技能者につきまして、現在登録基幹技能者には3点を付与するということをいたしております。先ほど申し上げた能力評価基準のほうで、この登録基幹技能者は今回レベル4という形で評価されたというところでございます。このレベル4には、登録基幹技能者のほかにも、建設マスター、現代の名工等々というものがございますけれども、まあ登録基幹技能者に3点を付与していて、それがレベル4と判定されたということでございますので、同等もしくはそれ以上の技能を有すると判断されるレベル4と判定された方についても、登録基幹技能者と同じく3点を付与するということでございます。

同じく、技能士1級につきまして、現在2点を付与しているところでございますけれども、 こちらも技能士1級がレベルの3というふうに評価をされたところでございます。したが いまして、同じなんでございますが、レベル3と判定された方については、技能士1級と同 等に2点を付与するというのが1つ目の案でございます。

6ページには、そこの少し改正内容を赤字のところで書かせていただいておりまして、 7ページ、8ページ目はキャリアアップシステムの関係でございますが、先ほどご説明をさせていただきましたので割愛させていただければと思います。 9ページ目もちょっと飛ばさせていただきまして。

2つ目の項目でございますけれども、10ページ、その他の審査項目、社会性のWというのがございますけれども、ここに W_{10} といたしまして、知識及び技術又は技能の向上に関する取り組みの状況を新設するというご提案をさせていただきたいと思ってございます。

次の11ページをごらんいただきたいと思いますが、先ほど建設業法全体の説明の中では少々割愛をさせていただきましたけれども、実は今回の建設業法の中で、個々の建設工事

に従事する方に対して、建設工事を適正に実施するために必要な知識、技術、または技能の向上に努めなければいけないというリカレント教育の努力義務を課させていただいているところでございます。この継続的な教育意欲を促進するという観点から、この努力義務を履行していただいたということを、新たに経営事項審査のほうで評価をしてまいりたいということで、 W_{10} として、知識及び技術または技能の向上に関する取り組み状況というものを評価する項目を追加させていただいて、継続教育意欲を促進して、もって施工能力の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

具体的に何を評価するのかということでございますが、次の12ページをごらんいただきたいと思いますけれども、個別の経営事項審査でございますので、会社を評価するということになりますが、会社の中には技術者、技能者、さまざまな方がいらっしゃいまして、会社によっても技術者がほとんどを占める会社、技能者がほとんどを占める会社、さまざまでございます。したがいまして、トータルで、一応W10として10点満点ということで考えておりますけれども、技術者と技能者の比率に応じて、その10点を案分して、最終的に点数をはじこうと思っておりまして、例えば技術者が8、技能者が2という割合でいる会社さんであれば、左側の技術者のほうで8点満点、右側の技能者のほうで2点満点のあわせて10点満点ということで、点数を付与してまいりたいと思っております。

具体的に、じゃあ技術者について技能者について、何を評価するかということが少しそれぞれ異なってございます。まず、技術者についてでございますけれども、13ページをごらんいただきたいと思いますが、既に業界団体のほうでそれぞれ協議会をつくりまして、CP Dといいますが、継続教育のプログラムが既に確立しているところでございます。主催者側からの申し出を受けて、プログラムの審査を協会のほうで行いまして、右の四角の中に囲っておりますようなプログラムですね、そういったものを受講したときには単位が与えられるというような形が、業界の中で横断的に確立しているところがございますけれども、この仕組みを活用させていただきまして、具体的には次の14ページ目でございますけれども、それぞれの会社ごとに建設技術者の方が、直近1年間で取得したCPDの単位の総数というものを評価したいと思ってございます。

ただ、単純に評価いたしますと、人数の多い会社さんが点数が高くなるというのがございますので、これもその会社全体としての頑張りを評価するという観点で、技術者の数で割りまして、技術者1人当たりのCPD単位の総数ということで、これを10点から大体6段階に分けて評価してまいりたいと思ってございます。

次に技能者についてでございますけれども、技能者についてはそれぞれの職種ごとに講習とかがあったりということがございますけれども、現時点では業界統一的に講習とかというのが行われているというような状況ではないというところでございます。

先ほどちょっと飛ばさせていただきました9ページ目をごらんいただければと思いますけれども。それぞれの、先ほどご紹介をさせてきました能力評価基準の中で、レベル1から4までレベルアップをしていくということでございますけれども、このレベルアップをするときには、就業日数、保有資格、それからどういう講習を受けたか、それからリーダーとしての経験年数というのを踏まえて、まあレベルアップをしていくという、まあ最後結果になるということでございますので、日々の研鑽の結果が、最終的にはレベルアップという形であらわれてくるというふうに認識をしているところでございます。

したがいまして、技能者につきましては、15ページにございますとおり、能力評価基準でレベル2以上にアップした技能者がどれぐらいいるかということをもって、4段階程度で評価をしてまいりたいと考えてございます。こちらも先ほどと同じなんでございますけれども、建設技能者の単純な数ということではなくて、割合ということで考えておりますが、こちらも小規模な企業でございますと、通例レベルはレベル1から2、2から3、3から4ということで、人生で3回レベルアップする機会がございますが、通常トータル20年かかります。

平均しますと、6年ウン箇月に1回レベルアップをする機会があるということでございますが、毎年技能者を雇っているような会社でなければ、たまたま前の年はレベルアップをしたけれども、次の年も研さんには努めていたんだけれども、レベルアップをする年ではないので評価されないというふうな形で、得点にぶれが出てくるとよくないと思っておりますので、なかなかちょっと6年ウン箇月全部を見るというのはちょっと長過ぎて難しいところもございますが、直近3年間でレベルアップをした方がどれぐらいいるかと。計算上は2人いらっしゃれば、多分どちらかは3年間の間ではレベルアップの機会にひっかかるということでございますので、基準日前3年間における能力評価基準で、レベル2以上にアップした方が会社の中でどれぐらいいるのかという割合で、4段階ほどで評価をしてまいりたいというのが2つ目でございます。

3つ目、16ページをごらんいただければと思いますが、同じくその他の審査項目、社会性等のWで建設業の経理の状況、 W_5 というのがございますが、こちらの改正についてでございます。

現行、17ページをごらんいただければと思いますが、現在W5のほうでは、一番下のほうにございますけれども、公認会計士さんとか会計に明るい方が会社の中にたくさんいれば、簡単に言いますと多く、高く評価しているという格好になっているところでございます。

ただ、特に会計士についてがそうでございますけれども、国際会計基準を含めて、企業会計基準が頻繁に大きく変わっていく中で、そこに文字として公認会計士となる資格を有する者という、ちょっと法律上の文言でございますので、まどろっこしい文言でございますけれども、基本的には試験に合格した方というのが、この公認会計士となる資格を有する者ということになるわけでございますが、まあこれだけでは実務上、営業ということについてはなかなか難しい状況になっておりまして、その後毎年研修を受けて、登録を受けた公認会計士の方が実際には営業をしていただくということで、最新の会計知識をアップデートした方が、実態上の営業をされているという格好になっているところでございます。

公認会計士につきましては、会計士法上の義務ということになっておりますし、税理士の ほうにつきましても、こちらのほうは同じく国際的な要因というわけではございませんが、 税務のほうも毎年変わりますので、同じく税理士法上では努力義務になっておりますけれ ども、同じくやはり業界の研修を受けて、登録を受けた最新の知識を蓄えた方が税理士とし て営業をされているという状況にございます。

したがいまして、私どもといいますか、中建審のほうでご意見をいただいて作成をいたします経審の基準のほうでも、現行ではそこの規定に書いてございますとおり、公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者ということで、試験に受かっている方でもよいと、加点評価をするということになっておりますけれども、やはり最新の知識を蓄えた方にそこは限定していく必要があるのではないかということで、今回具体的な改正案としては18ページをごらんいただければと思いますけれども。

見え消しの線で引いておりますが、従来は試験に受かった方でも加点評価の対象として おりましたけれども、公認会計士、会計士補、税理士ということで、試験に受かるだけでは なくて、その後研修を受けて、登録を受けた、要するに最新の知識をしっかりと更新されて いる方に評価対象を限定しようというものでございます。

あわせまして、私どもの今の制度では、建設業経理士という制度がございまして、試験に受かった段階ではこの建設業経理士というものでございますけれども、現行はその後任意の制度として研修を受けたら登録を受けて、登録建設業経理士になるということはございますけれども、こちらのほうも先ほど申し上げました公認会計士、税理士のほうで最新の会

計知識等々を身につけるために、講習を受けていただくという格好になっておりますので、 建設業経理士につきましても、最新の状況をしっかりと踏まえた上で、知識を蓄えた方だけ を評価するということに、並びをそろえてしたいと思っておりまして、建設業経理士につき ましても、単に試験に受かるということだけはなくて、その後講習を受けて登録を受けた方 に加点対象を限定しようというものでございます。

あわせまして19ページをごらんいただきたいと思いますが、 W_{51} というところで、監査の受審状況を評価させていただいているところでございます。その中の一項目といたしまして、経理処理の適正を確認した旨の書類を提出いただければ、2点を付与するというふうになっておりますけれども、これができる方というのが、先ほどごらんいただいた現行制度では会計士と、試験に合格した方でもよいということになっておりますけれども、先ほどと同じ考え方のもと、最新の知識を蓄えた方に見ていただきたいということで、これも単に試験に合格した方というのは、今回の対象からは外しまして、会計士、会計士補、税理士、それから講習を受けた登録建設業経理士に、加点対象を限定してまいりたいと考えているところでございます。

事務局としての案は以上でございますけれども、委員の皆様のご審議をいただければと 思います。よろしくお願いいたします。以上でございます。

【柳会長】 ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございましたら。 どうぞ。

【山内委員】 ただいま経営事項審査の基準を改正し、能力評価基準に基づき評価する建設技能者のレベル、及びレベルアップに応じた加点評価をいただけるというご説明がありました。これは、官民一体で取り組んでいます建設キャリアアップシステムの普及を図る上で、追い風になるものであり、当会としては全面的に賛成いたします。

現在、当会では、会員企業を挙げて、現場登録とカードリーダーの設置を積極的に行い、環境整備を推進するとともに、他団体とも協力し、本システムの普及促進に取り組んでおります。加えて、元請企業として本システムへの登録のメリットを高める具体策について、カード保有者の色分けに応じた労務単価の設定や、本システムに熱心に取り組む協力会社に対する優先的な発注等の検討を進めてまいりたいと考えております。その上で、現場に本システムのカードリーダーを設置し、一定レベルの技能者が活用するよう取り組んでいる元請業者についても、さらなるインセンティブ付与を行っていただくとともに、国土交通省発注の工事で、率先した対応をしていただければ、本システムの普及に大いに効果があるもの

と考えております。

私からは以上でございます。

【平林建設業政策企画官】 山内委員、ありがとうございます。今、山内委員のほうからも、少し業界団体での取り組みをご紹介いただきましたけれども、私どもといたしましても、建設キャリアアップシステムのインセンティブの付与ということにつきましては、先ほども少しご紹介をさせていただきましたけれども、このシステムは業界共通の制度インフラとして育て、定着させるために、国交省、建設業界挙げて加入した技能者のメリットと企業のメリットをさらに高めて、わかりやすく発信していくということが必要だと思ってございます。

したがいまして、今後も加入技能者、加入企業のメリットを高める具体策を、私どもとしても引き続き検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

【柳会長】 ほかにございませんか。どうぞ。

【近藤委員代理(山崎)】 全建でございます。近藤会長が出席できませんので、代理で 出席をしております山崎でございます。

先ほどのキャリアアップシステムでございますが、今回技能労働者に関して、キャリアアップシステムで評価するということをしていただくということでございますが、経審を受けるのは、ほとんど元請企業ということで、元請企業では技能労働者を実際に雇っているということは少なくて、今回におけるメリットというのはちょっと限定的なのかなと思っております。

ただ、下請まで含めて評価するということは、なかなか制度上難しいというふうにも聞いております。意見として少し出ていますのは、例えば下請を抱えている元請で、キャリアアップのカードリーダーとかは、元請が用意するということが非常に多いと思うので、カードリーダーの設置割合とか設置台数とか、そういったことで評価していただくというふうにしたほうが、むしろメリットを感じるのではないかということが1点ございます。

それから、もう一つ、 W_{10} のところでございますが、リカレント教育、非常によいことだと思いますが、実はうちの会員の中では、証明書の発行が非常に費用負担が多いということを言われております。それぞれCPDの発行機関に申請して書類をもらって、それから経審の申請をするということで、非常に負担が大きいので、これは経審そのものとは直接関係ないんですけれども、CPD、経審の審査機関がCPDのデータに直接アクセスできるような、そういうシステムを使っていただければ、もっとCPDの活用ができるのではないかと思

っております。

それから3点目でございますが、18ページのW5でございます。これ、公認会計士等の並びでということなんですが、今経理士の資格を取っていて、必ずしも登録経理士になっている方というのは多くなくて、もしこれが経審の評価ということになると、皆さん一斉に講習を受けなければならないということになるんじゃないかと思います。

ところが、実際には全国の9カ所で、年2回しか講習がないという中で、今から理論的にはですけれども、一斉に講習を受けるということになると、はじき出される方もいるし、年2回ですと都合が悪くてできないということもあるので、これが来年1年間とにかく講習を受けてください、令和3年から施行ですみたいなことになると、非常にこうできない、やる気があるんだけれどできないところと、たまたまできたところとの差みたいなことができるんじゃないかなということで、一定の経過措置みたいな期間が要るんじゃないかなと。5年に1回講習受けるのであったら、5年間かけて経過措置をするとか、あるいはその間は経理士のままでもいい、中間的な点数を設けるとかですね、そういったこともご検討いただければありがたいなと思っています。

それから、これも経審そのものとは違いますけれども、講習会、先ほど言いましたように非常に集中するとか、大変だということもありますので、聞くところによると、公認会計士講習ではeラーニングで講習を受けるということもできるというふうに聞いていますので、そのeラーニングとかでそういう登録経理士になれる仕組み、それもできるようにしていただければありがたいなと思います。

最後に、今回、品確法で災害のことが入ったので、今までも災害について評価いろいろいただいておるんですけれども、例えば会社の中でBCPのそういったことをやるということ、総合評価では既に評価されている項目なんですけれども、経審のほうでもBCPとかも検討していただければありがたいなと思っております。以上です。

【柳会長】 どうぞ。

【岸上委員】 会計士をしております岸上でございます。資格の比較等をしていただきまして、ありがとうございます。

最初にご説明いただきました3法につきましてのエッセンスは、生産性の向上と品質管理の両立が根本にあると思っております。生産性の向上の中に監理技術者の専任義務を少し緩和するということも入っています。その前提には、技術者、経理士さんも含むということになりますが、専門能力が担保されていること、それには資格があるととともに、技術革

新の早い中、CPD、すなわち研修は非常に重要な要素だと思っております。そういう意味で、この案に替成させていただきたいと思っております。

なお、今後について、私ども会計士の経験から少しお願いがございます。ご説明いただいたとおり、現在会計士は資格後の研修を義務化しておりまして、義務を怠っていると、最終的には業務ができなくなるというような制度になっております。一方、義務化に至るまでの間には、努力義務の時代から始まりまして、相当時間をかけて研修の制度の構築や、モニタリングの方法などを整備してきたという状況がございます。研修の義務化にはかなり年数がかかるものだということをご理解いただいた上で、今後とも技術者、技能者、それから建設業経理士さん、いろいろな方がかかわっていらっしゃると思いますので、公平な形でどのように実務的に進めていくのかといったような議論を、ぜひ継続していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【柳会長】 今の山崎さんのご意見は、今回の基準そのものを変えないで、細則あたりで 対応可能ですか。

【平林建設業政策企画官】 はい。まさに私どもも、いきなりこれの新しい制度を施行いたしますと、山崎委員がおっしゃるとおり、非常にこれまで受講してこなかった方にとって不利益になるというふうなところもございますので、少なくとも来年度については受講する機会を与える年にして、令和3年度からというスタートを考えているところではございますけれども、まずは、そういったことを今後、今回大筋でこの案の承認をいただければ、その方向でどこまでできるかということは少し考えてはみたいとは思いますけれども、ただそれを突き詰めたときには、仮にその皆様方に混乱を来すというようなことがあれば、それを強行するというのは適切ではないと思いますので、その場合には少し委員がおっしゃられたような経過措置というものが、どのようなもの、ちょっと現時点では具体的には申し上げられませんけれども、少しそういうものを設けて、混乱が生じないようにということは、しっかりと取り組んでまいりたいと思ってございます。

【柳会長】 それでは、経営事項審査の基準の改正については、今のお話を加味しながら、 大筋で本日の総会において案のとおり了承されたとしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【柳会長】 それでは、ありがとうございました。

引き続きまして、議事の4、入札契約適正化指針の改正について、事務局よりご説明をお

願いします。

【事務局(西山)】 議事の公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針、いわゆる適正化指針の改正につきましてご説明を申し上げます。お手元の資料4-1に沿いましてご説明申し上げます。お開きいただければと思います。1ページ目でございます。

まず冒頭、適正化指針とはといたしまして、概要を記載してございますけれども、適正化 指針につきましては、入契法に基づきまして、国土交通大臣、総務大臣、財務大臣におきま して案を作成し、閣議決定されるものでございます。代表といたしまして、発注者が適正化 指針に従って、必要な措置を講ずる努力義務を負うということ。また、国交大臣その他含め まして3大臣は、連名で各発注者に対して措置の状況の報告を求め、その概要を公表するこ とができるとともに、国土交通大臣、財務大臣が各省、各庁の長に対して、また国交大臣、 総務大臣は地方公共団体に対して、それぞれ特に必要と認められる措置を講ずべきことを 要請することができると、そのような法的効果を有するものでございます。

今般、改正入契法につきまして、先ほど説明いたしましたとおり改正がございましたので、 今般その改正の柱として施工に必要な工期の確保、施工の時期の平準化を図ることが追加 されましたので、そちらを内容として追加するというものでございます。

また品確法の改正につきましても、工期、施工時期の平準化など、発注者責務として規定 する内容がございましたので、こういったものも含めて内容の反映を図るということでご ざいます。

改正のポイントといたしまして大きく3点、施工に必要な工期の確保、施工時期の平準化の推進、その他品確法の改正などを踏まえての反映ということでございまして、次の2ページ以降、少し詳細なポイントをおつけしてございますので、お開きいただければと思います。2ページでございます。こちら施工に必要な工期の確保といたしまして、先ほど全体の説明の中でもございましたとおり、工事につきまして根拠なく短い工期が設定されることで無理な工程管理、長時間労働を強いられる、またそれによって公共工事に従事する者の疲弊であるとか、手抜き工事、こういったものの弊害が懸念されるところでございます。また、長時間労働の是正、週休二日の推進、このような担い手を確保すると、こういったものにも適正な工期の確保は寄与するものでございます。先ほど申し上げましたとおり、公共工事の品確法の改正の中で、休日、準備期間、天候、そういったものに考慮いたしまして、適正な工期を設定するということが発注者の責務とされてきたところでございます。

このようなことを踏まえまして、次に掲げますように、工期の設定に当たっては、例えば 週休二日に加えて祝日、年末年始等、公共工事に従事する者の休日、あるいは施工に先立っ て建設業者が行う準備期間、また後片づけ期間、さらには天候等に伴う作業不能日数、また 用地取得や建築確認など、工事着手前に発注者が対応すべき事項、これらについてはそれに、 その手続に要する期間、また過去の同種類似工事における実績、こういったものを適切に考 慮するということを記載として明記いたします。

また、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないといったことは、ままあるわけでございまして、これらにつきましては従前から記載がございましたけれども、今般の法改正の中で、災害の発生時についても契約変更ということで、新たに記載を明記いたします。また、これらの契約変更に伴って、工期が翌年度にわたるといった場合につきましては、無理に当該年度の中で施工するということではなしに、繰越明許費の活用、こういったことを適切に講ずることにより、余裕を持った施工につなげるということで、そのような趣旨を明記いたします。

続きまして、3ページをお開きください。こちらで施工の時期の平準化の推進ということで、こちらも先ほどご説明いたしましたとおり、公共工事につきましてはご案内のとおり、工期の繁閑ということで、工事量の閑散期には仕事が不足する、また繁忙期には仕事量が集中する、これらに伴う資機材、労務、こういったところの弊害があるわけでございます。こうしたことから、公共工事の施工の時期が平準化が図られることによりまして、年間を通じた工事量が安定することによる処遇の改善、また人材、資材、機材の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与すると、こういった意義がございます。

このような意義を明記した上で、具体的な発注者の取り組みといたしまして、他の発注者 との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成のほか、工期が1年に満たない 公共工事につきましても、繰越明許費であるとか債務負担行為の活用、このような具体的な 措置を講ずる旨を明記いたします。

続きまして、4ページをお開きください。以上、入契法の改正に伴う改正のほかに、先ほど申しましたとおり、品確法の改正などを踏まえて、大きく3つの視点から記載を追加いたします。

まず①でございますが、災害時の緊急対応への充実強化の関係でございまして、緊急性に 鑑みて、災害応急対策、災害復旧、これらに関する工事については、随意契約、指名競争入 札を活用する旨、また予定価格の設定に当たっては、法定福利費、また業務上の負傷等の補 償に必要な金額を担保するための保険料、こういったものを適切に積算に反映するという 旨、また災害により適正な予定価格の算定が困難と認められるとき、このような場合につき ましては、見積書を徴すること、その他の方法で適正な予定価格を定めるよう努める旨、こ れらを明記いたします。

2点目、生産性の向上の関係でございますが、改正品確法の中で、情報通信技術の活用、 また発注者、受注者以外の者で専門的な知識、技術を有する者による確認の結果の活用、こ のようなものを追加いたします。

3点目、働き方改革への対応といたしましては、法定福利費が請負契約において適正に計上されるよう、受注者に対して法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出させ、これらが適切に計上されていることを確認するよう努めること。また、先ほど来ご意見賜っておりますが、建設キャリアアップシステムの活用につきまして、国はその利用環境の充実・向上に努めるとともに、各省各庁の長などにおきまして、公共工事の施工に当たってその利用が進められるよう努める旨を明記いたします。

また、地盤状況につきましては、公共工事の実施に当たってさまざまな情報、蓄積があるわけでございますが、そういった工事に必要な情報につきましては、発注者、設計者、施工者、三者間での把握、共有等の取り組みを促進すること、このようなことを明記するものでございます。

以上、今回の改正のポイントは以上でございます。

【柳会長】 ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございましたらどうぞ。

【宮本委員】 日建連の副会長の宮本でございます。今回のこの適正化指針については、 工期の確保であるとか、施工時期の平準化等について、具体的にこう決めていただいたとい うことで、大変大きな前進であり、感謝を申し上げるところであります。

特に工期の確保については、休日の考え方、準備期間、後片づけ期間の指定、それから降雨日等の作業不能の日を設定をしていただいたということで、先ほど決めていただいた適正工期のワーキンググループでの検討にも、この辺は生きてくるのではないかと思っているところであります。

また、施工時期の平準化につきましては、これからさまざまなことが行われると思うんですけれども、できるのならば中長期的な計画であるとか、発注見通し等について、策定、公表をお願いできれば大変ありがたいというところであります。以上です。

【柳会長】 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

【近藤委員代理(山崎)】 全建でございます。適正化指針で工期に必要な、施工に必要な工期の確保を規定していただいたことは、全建としても非常にありがたいと思っております。

しかしながら、1点気になる点がございます。2ページのホに書いてあります用地取得や 建築確認、それから道路管理者との調整等という、ここにももちろん書いていますが、工事 着手に発注者が対応すべき事項で、通常はこういったものについては工期に入らずに、工期 外でやっていただいて、用地取得が終わってから我々工事に入るというのが通常だろうと いうふうなことだと思っています。それにもかかわらず、こういった用地取得等が工期の中 ですよと、その期間はちゃんと明記しますよというふうにしているのは、やや違和感がある なと思っております。

その用地取得等についてですが、それがおくれたことによる工期のしわ寄せは、例えば手続期間がたとえあったとしても、それが延びたといったときに、じゃあお尻はきちんと工期が延びるというふうになるのか。そこら辺が、ちょっとよくわからないままに、こういった用地取得等が工期の中に含まれて書かれているというのは、非常に心配なところでございます。この点についてはいかがでしょうか。

【柳会長】 どうぞ。

【事務局(西山)】 ご意見ありがとうございます。いずれにいたしましても、ご指摘いただいたところを少し一旦引き取らせていただきまして、検討いたしたいと思ってございますが、こちら側の文言を盛り込んだ経緯といたしまして、先ほど来説明の中でも出ております関係省庁で取りまとめた工期のガイドラインが、昨年の7月に関係省庁の申し合わせという形で入ってございまして、基本的にはこちらの文言はそちらの記載を踏まえて記載しているというところでございまして、そういった経緯も踏まえて一旦私どものほうで引き取らせて、検討させていただきたいと思います。

【柳会長】 ほかによろしいでしょうか。

それでは、今のご意見――失礼。

【事務局(西山)】 ちょっと1点、補足を。先ほど、工期と平準化についてご指摘をいただきました。工期につきましては、先ほどからお話がありましたとおりでございますし、また公共工事の施工時期の平準化につきましても、建設業の生産システムというものを考

えた上で非常に重要な問題だと考えてございまして、具体的にこれから公共発注者に対して入契法を踏まえて、取り組み状況、進捗状況、こういったものを報告をしっかり求めて、取り組み状況が見える形でしっかり取り組んでまいりたいと思ってございます。

【柳会長】 ほか、よろしいですか。

どうぞ。

【中田会長代理】 ご質問なんですけれども、先ほど宮本委員からのご発言にもございましたけれども、ここで言う適正化指針にいう適正の工期と、それから建設業法で規定されております中建審が作成する工期との関係はどういうことなんでしょうか。一致するんでしょうか、それともずれるんでしょうか。

【事務局(西山)】 基本的には、双方連携はして準拠し合うものだというふうには考えております。

【髙橋建設業課長】 1点補足させていただきますと、この適正化指針は、公共工事の発注者向けの指針になりますので、直接的には都道府県とか市町村とか、そういう発注者に対しまして、こういうことを留意しながら取り組んでいくということを示すということになります。

一方で、建設業法の今度ワーキングで検討をお願いします工期に関する基準につきましては、これは公共発注者のみならず、民間も含めて適用されるというようなものになりますので、工期についての一番の基本的な考え方をこのワーキング、あるいはこの中建審の場でお決めをいただくということになろうかと思います。

【中田会長代理】 ありがとうございました。

【柳会長】 よろしいですか。

それでは、先ほどの山崎さんからの意見は尊重させていただいて、事務局で検討いただく ということとしまして、具体的な内容については私にご一任していただきたいと思います が、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【柳会長】 ありがとうございます。

続きまして、議事5でございます。公共工事品確法の改正を受けた基本方針の改正・運用 指針の改正について、事務局より報告をお願いします。

【事務局(西山)】 お手元、資料5-1をよろしくお願いいたします。私のほうから、 公共工事の品質確保の促進に関する施策の基本的な方針ということで、概略ご報告いたし ます。1ページ目をお開きください。

品確法の基本方針でございますが、こちらは品確法に基づきまして、品質確保の意義に加えて、施策に関する基本的な方針を規定するものでございまして、国、地方公共団体等の発注者、公共工事の発注者については、基本方針に従って必要な措置を講ずるという努力義務を負うことになるものでございます。

今般、品確法の改正で、大きく4項目、災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取り組み、また工事に加えて調査等の品質確保を図る、この大きな4つの柱が改正事項として追加されましたので、今回の基本的な基本方針の中ではこれら改正法の4本柱に即しまして、必要な事項の追記を行うものでございます。

具体的には下の改正の全体像というところでございますが、特に発注関係事務の適切な 実施というところにつきましては、例えば災害時の緊急性に応じた随意契約、指名競争入札 の活用であるとか、建設業者団体との連携、協定の締結、こういったものを記載事項として 追加いたします。

また、働き方改革の観点から、発注者の取り組みとして、施工時期の平準化に向けた繰越明許費等の活用、中長期的な発注見通しの作成・公表、また天候等を考慮した適正な工期の設定等々を記載として追加いたします。

また、右側でございますが、受注者等の責務といたしまして、下請契約に当たっても、市場における労務の取引価格であるとか、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金・工期で、下請契約を締結すること等々を追加いたします。

また、工事の監督検査等につきましては、情報通信技術の活用、そのほか調査等の品質確保に関する事項といたしまして、調査等における発注関係事務の適切な実施に関することであるとか、受注者等の責務に関する事項といたしまして、おおむね公共工事、工事の場合と重複する内容でございますが、それらについて記載を追加いたします。

また、調査等の性格等に応じた入札契約の方法として、プロポーザル方式の選択、こういったものを記載して追加する予定でございます。以上が、基本方針の改正案の概要でございます。

続きまして、今後取りまとめてまいります改正品確法に基づく運用指針の改正の方向性 につきまして、資料6-1をよろしくお願いいたします。

1ページ目でございますが、こちら運用指針におきましては、今ご説明いたしました基本 方針に即しまして、さらに詳細な形で発注関係事務の適切な実施にかかる発注者共通の指 針として内容を定めるものでございまして、こちらの運用指針につきましても、基本方針の 改正とほぼ大きな柱としては類似の形で、具体的には改正のポイントにございますが、1点 目、災害時の緊急対応の充実強化であるとか、2点目、公共工事のほか、調査等に関する記 載事項、そのほか働き方改革であるとか、生産性向上の取り組みに関連する事項の追加を今 後行ってまいりたいと考えております。

最後のページでございます。今後のスケジュールでございますが、5ページ目をお開きください。今後、発注者協議会等の場で、各発注者の立場から意見などを伺いながら、また地方公共団体、建設業団体等のご意見も伺いながら、年内を目途に指針の策定に進んでまいります。具体的には、来年度から運用指針に基づく発注事務の運用を開始できるよう、今後検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

【柳会長】 ありがとうございました。今の報告について、ご意見、ご質問がございましたらどうぞ。

報告事項なので、ご質問等ないようなので、よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事はこれにて全て終了いたしました。進行を事務局にお返しします。

【事務局(西山)】 ありがとうございました。そのほか、何か国交省側から発言などご ざいますでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして散会とさせていただきます。委員の皆様におかれては、ご多忙のところ、まことにありがとうございました。

なお、本日の配付資料でございますが、ご郵送をご希望の委員の方におかれましては、テーブルの上に置いたままにしていただければ、事務局のほうで後日郵送とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

— 了 —